

盛岡広域振興局長告示第43号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月13日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332100031	こども発達支援センターのぞみ 相談支援事業所	岩手郡雫石町板橋25番地	社会福祉法人のぞみ会	平成24年4月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332100031	こども発達支援センターのぞみ 相談支援事業所	岩手郡雫石町板橋25番地	社会福祉法人のぞみ会	平成24年4月1日